

## 令和8～10年度氷川町特定健康診査受診率向上事業業務委託プロポーザル実施要領

氷川町では、保健事業実施計画（データヘルス計画）を策定し、特定健康診査受診率向上は重要な課題として位置づけられている。データを活用した特定健康診査の未受診者に向けた効率的・効果的な個別勧奨通知等の施策を立案し、実施することで特定健康診査受診率の向上を図るために委託する。

### 1 業務概要

- (1) 業務名 令和8～10年度 氷川町特定健康診査受診率向上事業業務委託
- (2) 委託期間 契約締結日から令和11年（2029年）3月23日（金）まで
- (3) 業務内容 仕様書（別紙）のとおり
- (4) 上限金額 令和8年度 3,640,000円（消費税及び地方消費税含む）  
令和9年度 3,640,000円（消費税及び地方消費税含む）  
令和10年度 3,640,000円（消費税及び地方消費税含む）

### 2 参加（応募）資格

次の項目をすべて満たす法人、その他の団体であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 提出期限において、氷川町の指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 法人及び法人の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行っている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (8) 本町と人口規模・被保険者数が同等の規模以上の自治体で、直近3年間（令和4年度～令和6年度）において本業務と同様の業務を受託した実績があること。
- (9) 個人情報の取り扱いに関して、プライバシーマーク JISQ15001 の取得又は、情報セキュリティマネジメントシステム ISO/IEC27001（JISQ27001）の認証を取得していること。

### 3 スケジュール

※この日程は、本要領の公表日における予定であり、都合により変更することがあります。

項 目	日 程
プロポーザル公告	令和 8 年 4 月 2 7 日 (月)
質問受付期限	令和 8 年 5 月 1 日 (金) 正午
質問回答	令和 8 年 5 月 8 日 (金)
参加申込・企画提案書等提出期限	令和 8 年 5 月 1 8 日 (月) 1 7 時 (必着)
企画提案者の決定	令和 8 年 5 月 2 0 日 (水)
プレゼンテーション	令和 8 年 5 月下旬～ 6 月上旬予定
審査結果通知	プレゼン後速やかに

### 4 配布書類

(1) 配布期間

令和 8 年 4 月 2 7 日 (月) から令和 8 年 5 月 1 8 日 (月) まで

(2) 配布場所

氷川町ホームページ

(3) 配布書類一覧

- ・実施要領
- ・仕様書
- ・各種様式 (様式 1 ～ 7)

### 5 質問及び回答

(1) 提出書類

質問書 (様式 1)

(2) 提出方法

電子メールにて提出すること。

なお、質問書提出後は必ず電話により受信確認を行うこと。

※メールタイトル：**(事業者名) R8～10 受診率向上事業プロポに関する質問**

(3) 回答方法

質問に対しての回答は、一括して回答書として取りまとめ、令和 8 年 5 月 8 日までに氷川町ホームページへ掲載する。なお、質問のあった事業者名は公表しない。

また、質問内容が質問者固有の提案内容に密接に関わるものについては、質問者のみ回答する場合がある。

(4) 提出先アドレス及び受信確認電話番号

氷川町町民課国保年金係

メールアドレス：kokuho@town.kumamoto-hikawa.lg.jp

電 話 番 号：0965-52-5851 (直通)

### 6 参加申込み

本企画提案競技への参加を希望する場合は、次の書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ①参加申込書（様式2）
- ②誓約書（様式3）
- ③会社概要書（様式4）
- ④プライバシーマーク又はISO/IEC27001登録証の写し
- ⑤業務実績書（様式5）
- ⑥企画提案書類一式（様式6及び任意様式）

(2) 提出部数

- ・①～⑤ 各1部
- ・⑥ 正本各1部、副本各6部を提出すること。  
※副本は、複写可

(3) 提出期限

令和8年5月18日（月）17時（必着）

(4) 提出方法

持参または郵送（必ず書留等で郵送記録が残るようにすること）  
ただし、持参の場合は、土日、祝日を除く。

(5) 提出先

〒869-4814 熊本県八代郡氷川町島地 642 番地  
氷川町役場 町民課国保年金係

## 7 企画提案書等

(1) 提出書類

- ①企画提案書（様式6）及び提案内容（任意様式）

別紙仕様書をもとに、次の内容を盛り込むこと。

ア 受託実績

- ・本業務と同様の業務の受託実績

イ 受診率向上実績

- ・健診等の受診率向上の実績

ウ 実施体制

- ・当業務に係る職員の配置・教育体制
- ・個人情報保護及び安全対策・危機管理の適正性

エ 内容・企画

- ・特定健診受診率向上の達成に向けての提案
- ・勧奨対象者の選定方法及びグループ分け
- ・受診行動を促すための工夫
- ・受診勧奨の効果検証

オ その他の内容

- ・その他の提案内容や業務の特徴など、特に訴えたいこと。

- ②業務工程表（任意様式）

実施スケジュールと役割分担が具体的に分かるように記述すること。

### ③見積書（任意様式）

具体的な積算内訳を記載し、見積金額及び内訳金額は、消費税等の額を含めた総額を記載すること。

## (2) 書類作成に当たっての留意事項

- ①原則、簡易なA4ファイルで提出すること。（規格A4版、片綴じ、横書き、両面可）
- ②文字の大きさは、原則12ポイント以上とすること。
- ③提案書は、表紙を除いて、A4サイズ（両面印刷）20ページ以内とすること。
- ④提案書の印刷は、カラー、白黒を問わない。
- ⑤提案書にはページ番号を付すこと。
- ⑥使用言語は日本語とし、提案書に日本語以外の言語を使用する場合は、同一ページ内に注釈を付すこと。
- ⑦提案書の表紙には、提出年月日、会社名、代表者名を記名し、正本には、会社印、代表者印を押印すること。
- ⑧見積書は、年度毎に作成し、会社名、代表者名を記名し、正本には、会社印、代表者印を押印すること。

## (3) 提出部数

提出部数は、正本各1部、副本各6部を提出すること。

※副本は、複写可

## 8 参加辞退届の提出

参加申込書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、氷川町へ連絡のうえ、速やかに辞退届（様式7）を提出すること。

## 9 企画提案者の選定

### (1) 審査の手順

参加申込のあった者について、提出書類を精査しプレゼンテーション及びヒアリングを行う事業者（企画提案者）3社を選定する。

なお、参加申込が3社に満たないときは、全事業者を企画提案者の対象とする。

### (2) 選定結果

企画提案者の選定結果は、令和8年5月20日（水）に参加申込みを行った全ての事業者に書面（電子メール含む）により通知する。

なお、選定結果等についての異議申し立ては、一切受け付けない。

## 10 プレゼンテーション及びヒアリング

選定委員会において、提案者からの企画提案書類及びプレゼンテーションによる審査を行う。なお、プレゼンテーションは非公開とする。

### (1) 日時

令和8年5月下旬～6月上旬予定 ※詳細は、対象者に別途通知する。

提案順序は、原則、企画提案書の提出順とする。

### (2) 場所

氷川町役場 1階 災害対策室（予定）

(3) 所要時間（予定）

準備	5分以内
プレゼンテーション	20分以内
ヒアリング	10分程度
撤収	5分以内

(4) 出席者

3名以内とし、プレゼンテーションは本業務の担当予定者が行うこと。

(5) 使用機器

パソコン使用の場合は、プロジェクター及びスクリーンは氷川町が準備する。

(6) その他

プレゼンテーションで使用する資料は、提出された提案書のみとする。企画提案書によって企画力や実現可能性、業務遂行能力などを審査するが、提案内容がそのまま契約内容となるものではない。

## 1.1 優先交渉権者の選定

(1) 審査手順

- ①選定委員会委員の合計得点の最も高い者を優先交渉者として、次点の者を第二位の候補者として選定する。なお、合計得点の最も高い者が複数の場合は、概算見積額の低いものを第一位とする。その際、概算見積額も同額だった場合には、選定委員会の委員長による採点が高い者を第一位として決定する。
- ②総得点（委員の数×100点）の6割を最低基準点とし、合計点がこれに達しない提案者は選定の対象としない。
- ③優先交渉者に選定された事業者と、契約内容等について協議を行う。  
なお、優先交渉権者に選定された事業者との協議の結果、合意に至らなかった場合は、第二位の候補者に選定された事業者と交渉を行う。
- ④企画提案事業者が1社のみの場合にも、上記選考方法により、当該事業者の選定の可否を決定する。また、上限金額を上回った場合は採用しない。

(2) 選定結果

選定結果については、プレゼン後速やかに、全ての提案者に書面（電子メール含む）により通知する。なお、選定結果等についての異議申し立ては、一切受け付けない。

## 1.2 契約の手続き

業務仕様書及び優先交渉権者の企画提案書等の内容を基本に協議のうえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき契約を締結する。優先交渉権者の企画提案書等の記載内容を原則として契約時の仕様とするが、本業務の目的達成のため、必要な範囲において、優先交渉者との協議により、項目を追加、変更及び削除することがある。また、これにより契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。

### 1 3 遵守事項

参加者は、次の事項を遵守しなければならない。参加者が遵守事項のいずれかに違反したとき、又は選定委員会が不適正な行為をしたと認めたときは、失格とする。

- (1) プロポーザル実施において、公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合しないこと。
- (2) 契約の履行にあたり、故意に粗雑にし、又は品質若しくは数量について不正の行為をしないこと。
- (3) 他の事業者に対し、直接又は間接に妨害しないこと。
- (4) 氷川町財務規則及び関係法令等に違反しないこと。
- (5) 暴力団関係者を担当又は代理人として使用し、又は暴力団関係者に金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えないこと。
- (6) その他、氷川町職員の指示に従うこと。

### 1 4 留意事項

- (1) プロポーザルに要する経費及び提出にかかる費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 町が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。
- (3) 企画提案書は、1事業者につき1案とする。
- (4) 提出期限後の企画提案書等の修正又は変更は、原則として認めない。
- (5) 企画提案書等、本業務のプロポーザルに係るすべての提出物は返却しない。
- (6) 企画提案書については、優先交渉権者の選定のために使用するものとし、公表しない。ただし、情報公開請求があった場合、氷川町情報公開条例に基づき公開することがある。
- (7) 電子メール等の通信事故については、本町はいかなる責任も負わない。
- (8) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。
  - ①参加資格の要件を満たさなくなった場合
  - ②企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
  - ③提出書類に虚偽の記載があった場合
  - ④見積額が委託上限金額を超えている場合
  - ⑤プレゼンテーションに参加しなかった場合
  - ⑥選定の公平性を害する行為があった場合
  - ⑦前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

## 15 評価基準

優先交渉権者を選定するための評価基準

評価項目	評価事項	配点
受託実績	・市町村国民健康保険特定健康診査の受診勧奨業務を受託した実績があるか	5
受診率向上実績	・健診等の受診勧奨業務を行い、受診率を向上させた実績があるか（実施前後の受診率向上等により評価）	10
実施体制	・業務を遂行するための必要な人員・技術の確保がされているか ・個人情報の管理体制及び安全対策・危機管理の適正性	5
提案内容	・事業目的の達成に向けて、適切なコンセプトで効果的な提案内容となっているか（データヘルス計画で示す目標値達成に向けて、受診率向上が期待できる提案内容となっている。） ①通知物は見やすくわかりやすいデザインであり、受診率向上に効果的なものになっているか ②対象者に応じて、受診行動を促す工夫をしているか ③通知物の送付計画は、受診率向上に効果的で無理のない計画になっているか ④継続受診者の増加が期待できるものか	40
効果検証	・効果検証は適切なものとなっているか（翌年度に寄与するものであるか）	10
提案の独自性	・事業者ならではの強みを生かした、受診率向上に資する付帯的な協力を提供できる独自の提案になっているか	15
参考見積金額	・費用対効果を考慮した提案であり、確実に実現できるものになっているか	15
合 計		100点